

中部電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に 関するチェックポイント

平成26年 1 月 22 日
消 費 者 庁

電気料金は、消費者にとって生活の基礎をなす必需的なものであり、さらには、地域独占的に供給されており、事業者の選択肢がなく、その料金の値上げは、国民生活に大きな影響を与えるものである。また、電気料金の値上げは、家庭用電気料金のほか、商品やサービスのコスト上昇圧力という形でも、家計に負担を与え得るものである。

このため、電気事業者が、徹底した経営効率化の努力を行うとともに、料金水準及び内容並びに提供されるサービスについて十分な情報提供及び明確な説明を行い、電気料金の値上げについて、消費者の理解がより得られるようにすることが重要である。そして、提供されるサービスが、可能な限り低廉であり、かつ、中長期的にも安定供給が確保されるものとして、消費者の権利¹に即し消費者の意見を政策へ反映させるといった消費者の利益により適ったものになることが求められている。

消費者庁では、今般の中部電力株式会社の値上げ認可申請に当たっても、こうした観点から、以下のとおりチェックポイントを作成した。

特に、消費者庁が名古屋で開催した意見交換会においては、原子力発電の安全性に関する意見が多数表明されるなど、消費者の安全の確保に対する関心の高さがうかがえた。事業者に対しては、こうした消費者の重要な関心事項について、十分な情報提供を行うことを期待したい。

※ 今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。

¹ 消費者基本法（昭和 43 年法律第 78 号）第 2 条では、「国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利である」と規定している。

【財務状況】

- ① これまで電気料金の値上げ認可申請をした電力会社に比べて剰余金の水準が高い中での値上げの必要性について、合理的に説明しているか。

【人件費等】

[給与等]

- ② 役員報酬（一人当たり）、従業員年収（一人当たり）について、それぞれの立場に応じて、地域特性等の事情も踏まえて削減されているか。また、最大限の効率化が求められる状況下で、役員数及び従業員数が適正であることを明確かつ合理的に説明しているか。
- 特に、役員報酬（一人当たり）については、国家公務員の指定職職員の給与の水準を参考に減額しているか。
- また、一人当たりの給与手当水準の算定について、対象とした公益企業業種の選択理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ③ 役員報酬及び従業員給与の水準の算出・比較に関し、補正（地域、年齢、勤続年数等）方法の選択は合理的なものとなっているか。

[厚生費等]

- ④ 厚生費等は、必要最低限の額が計上されているか。
- 法定厚生費：健康保険料の事業主負担について、申請内容（53.49%）を下回る、50%を目指した可能な限りの削減をしているか。
- 一般厚生費：
- ・厚生施設費・文化体育費の削減が行われているか。
 - ・カフェテリアについて、余暇・レジャー等の支出の廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
 - ・その他各種奨励金・拠出金等（例えば、自社株の取得を目的とするもの等）について、廃止・縮減が行われているか。行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- 従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）

や地方議員兼務者に係る費用について、原価から除かれているか。また、
出向者への給与、その他の雑給について、原価算入に値するものに限定されているか。

【調達等】

- ⑤ 競争入札比率については、高い水準を目指して引き上げるべきであり、申請内容（35％）は、東京電力の事例を踏まえた水準となっているか。競争入札の対象分野を明らかにするなど、実現に向けた具体的な方法を説明しているか。各年の競争入札比率の導入目標を設定しているか。競争入札以外の方法による調達のうち、関連会社とそれ以外の会社とが占める割合及びその理由を公表しているか。
- ⑥ 随意契約を含む調達費用の削減率について、各電力会社のこれまでの取組のみならず、今後の効率化努力も踏まえつつ、10％程度を目標としているか。また、その削減対象となる分野を、可能な限り拡大しているか。
- ⑦ 競争入札比率の拡大及び随意契約費用の削減等、調達の見直しについて、第三者の視点をもって、その進捗を継続的に検証できるような仕組みを検討しているか。
- ⑧ 広告宣伝費等普及開発関係費について、公益的な目的から行う情報提供であって、合理的な理由があるものに限り、原価に算入しているか。また、廃棄物処理費、養成費、研究費、諸費について、厳に必要なもののみを原価に算入しているか。さらに、交際費の大幅な削減、兼職職員への人件費等の支払の廃止・縮減が行われているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明確かつ合理的に説明しているか。
- ⑨ 寄付金、団体費、交際費等は、廃止されているか。
- ⑩ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑪ 子会社・関連会社について電力会社本体並の経営合理化を行い、それを調達費用の更なる削減に反映させているか。また、役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が各電力会社本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑫ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を削減しているか。

- ⑬ コスト削減努力を明確かつ定量的に原価の削減に反映しているか。(例えば、スマートメーターの調達改善努力、導入による業務効率化等による人件費・修繕費等の削減 等)

【事業報酬】

- ⑭ 安定供給、財務状況等を踏まえ、事業報酬率は適正なものとなっているか。

【減価償却費、レートベース】

- ⑮ 減価償却については、原価算入の対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。
- ⑯ 原価算定期間内に稼働が見込まれない原子力発電設備をレートベースに含める理由が説明されているか。また、建設中の資産について、レートベース算入・不算入の根拠が説明されているか。

【燃料費、購入電力料等】

- ⑰ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭、水力等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ⑱ 燃料単価の上昇は燃料費調整制度において電気料金に織り込み済みであるにもかかわらず、燃料費の増加を理由に電気料金を値上げしなければならないことについて分かりやすく説明しているか。
- ⑲ 今回の原価算定期間において、燃料調達の長期契約の満了件数及び契約更改等によるコスト削減の定量的な見込みはどのようなになっているか。
- ⑳ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、あらかじめ燃料費を削減できないか。
- ㉑ 他の電力会社及び電気事業者に支払う購入電力料、販売電力料及び再処理積立金について、その内容は明らかにされているか。特に、
- ・購入電力料の契約相手方の広告宣伝費、寄付金、団体費等は合理的理由があるものに限定されているか、そのほか、契約相手方にコスト削減努力を求め、定量的なコスト削減を織り込んでいるか。
 - ・日本原電及び北陸電力志賀原子力発電所からの購入電力料については、人

件費等の費用について、中部電力並の削減努力を反映しているか。

- ②② バックエンド費用について、その内容及び電気料金との関係が分かりやすく明確に情報提供されているか。原子力発電所の廃炉に関わる会計制度の変更により、発電所設備の減価償却、解体引当金について、原価への計上方法が変更されたが、それによる電気料金の値上げがどの程度になるのか定量的に分かりやすく説明しているか。
- ②③ 浜岡原子力発電所の再稼働に向けて行う安全対策も含めた新規の設備投資が、今後、どの程度の期間、原価に織り込まれるかについて合理的な説明をしているか。
- ②④ 原価算定上、浜岡原子力発電所が再稼働することを織り込んだ理由と再稼働しない時の電気料金への影響を、バックエンド費用（②②）や浜岡原子力発電所の再稼働に必要な新規の設備投資（②③）についての見込みも含め、明確に説明しているか。

【規制部門と自由化部門の関係】

- ②⑤ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。
- ②⑥ 規制部門と自由化部門の損益構造が、バランスのとれたものとなっているか。

【需要の推計、見込みと実績の乖離】

- ②⑦ ピーク需要の推計は、合理的な根拠に基づき適切に行われているか。また、ピーク需要比については、景気拡張期、後退期をどのように織り込んでいるか明らかにされているか。
- ②⑧ 過去の前価算定期間内における販売電力量（特に、供給約款に係る部分）及び原価項目について、見込み値及び実績値並びにその乖離を公表しているか。また、今後についても、同様に公表するか。

【新料金体系への移行に向けた情報提供等】

- ②⑨ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を周知しているか。
- ③⑩ 省エネ、節電のインセンティブが高まる料金メニュー等が設定されているか。

オール電化やピークシフトメニューによる節電インセンティブや料金節約方法は分かりやすく説明されているか。また、供給約款料金と選択約款料金の設定において、消費者にとっての平等性が確保されているか。

- ③① 浜岡原子力発電所 3 号機及び 4 号機の再稼働に伴う燃料費・修繕費・減価償却費が営業費用に与える影響を消費者に分かりやすく情報提供を行っているか。対象となる消費者に応じた適切な方法で、新料金体系及び原価項目（公租公課も含む）の増減要因等を、事前に周知・説明することになっているか。また、情報提供に当たっては、消費者の居住地に関わりなく、適時かつ公平に広報・周知体制が取られているか。
- さらに、値上げ認可申請の理解のため、消費者や消費者団体からの要望に応えるとともに、積極的に説明会等の開催を提案しているか。
- ③② また、消費者への負担に加えて、取引先、株主、金融機関等各ステークホルダーの負担についても定量的なデータを明示する等分かりやすく周知・説明することとしているか。
- ③③ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問合せ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

【資産売却等】

- ③④ 保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の売却について、積極的に行っているか。その進捗の公表を行っているか。
- ③⑤ 電力会社本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、必要な見直しがなされているか。

【電灯需要の伸び予測、最大電力量想定及び節電予測】

- ③⑥ 次のような観点も踏まえて、最大電力量の根拠として、特に節電を行うことによる影響をどのように見込んでいるのかについて、明確かつ合理的に説明されているか。
- （１）需給逼迫への対策として行われた節電要請の継続や他の代替エネルギー自給の流れ、値上げによる負担増回避のための節電等が需要の伸びに与える影響。

- (2) 節電予測について、電力会社が行ったアンケート結果の評価。
- (3) 定着する節電量の想定。(一定量とするか、一定率とするか。)
- ③⑦ 供給予備力はどのような根拠で算出されるのか明らかにされているか。その際、供給予備率の水準は、原価算定期間内の電源構成の変動等も踏まえて、明確かつ合理的に説明されているか。また、仮に、予備力を上回る電気供給を行わなければならなくなった場合、その対応はどのようなものか明らかにされているか。

【適切な審査等】

- ③⑧ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑨ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ④⑩ (料金改定が認可される場合) 改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

【今後、中長期的に取り組むべき事項】

- ④⑪ 消費者が電気料金を理解するに当たって、電力事業、核燃料サイクル政策を含めたエネルギー政策の今後の在り方は消費者の重要な関心事項であり、また、再生可能エネルギーの使用拡大等、エネルギーの多様化について消費者の関心が高いが、こうしたことについて、十分な説明と情報提供をすることになっているか。
- ④⑫ 今回の原価算定期間終了後には、浜岡原子力発電所の再稼働の本格化により電源構成が大きく変わり、原価算定期間に比べ燃料費が大幅に削減されることによる値下げも想定されるが、その際の値下げ幅について、検証を行うこととしているか。

以上